

岐阜県公報

第二千九百五十四号
平成三十年六月十二日

(火曜日)

目次

告 示

平成三十年第三回岐阜県議会定例会の招集
道路の区域変更
道路の供用開始

(財政課) 三七一
(道路維持課) 三七一
(同) 三七一

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
公共測量の実施
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

(商業・金融課) 三七二
(用地課) 三七三
(都市政策課) 三七三
(建築指導課) 三七四

告 示

岐阜県告示第三百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百零二条第二項の規定により、平成三十年六月十九日に平成三十年第三回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員延長	備考												
一般国道	二百四十八号	関市山田字岩二五〇番一地从先から同市同字塚田一六九一番五地先まで	<table border="1"> <tr> <td>区域敷地の幅員延長</td> <td>別前変更</td> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>(メートル)</td> <td>(メートル)</td> <td>三〇・四・五</td> <td>三〇・四・五</td> </tr> <tr> <td>(メートル)</td> <td>(メートル)</td> <td>一六・〇</td> <td>一六・〇</td> </tr> </table>	区域敷地の幅員延長	別前変更	後	前	(メートル)	(メートル)	三〇・四・五	三〇・四・五	(メートル)	(メートル)	一六・〇	一六・〇	
区域敷地の幅員延長	別前変更	後	前													
(メートル)	(メートル)	三〇・四・五	三〇・四・五													
(メートル)	(メートル)	一六・〇	一六・〇													

岐阜県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	恩 鮎 地 線	郡上市白鳥町阿多岐字長瀬町一八六九番八地先から同 市同 町同 一三三番一三地先まで	後	一七・九 三・二	一六・〇	
			前	三・二 一〇・〇	一六・〇	

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
			（メートル）		（区域の変更又は決定の告示年月日ほか）

県道	美 白 濃 山 線	郡上市美並町大原字向ノ山一 一番七地先から 同 市同 町同 字宮裏一七 四番地先まで	三七・五	平成 三〇・六・三	平成 二六・四・一五

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十年六月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十年五月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社クスリのアオキ
- 三 建物の名称及び所在地
クスリのアオキ広見店
可児市広見字大田一三二八番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十一年一月三十一日
- 五 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項	小売業を 行う者		店舗面積の合計		施設の配 置に関する 事項		施設の運 営方法に 関する事 項	
	氏名又は名称	住所	その他小売業を行う者	位置	駐輪場	駐車場	小売業を行う者の開店時刻	小売業を行う者の開店時刻
概要	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町二五一 二番地		一、七九〇平方メートル	位置 縦覧による	位置 収容台数 一七四台	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 三〇台	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 六四平方メートル	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 九立方メートル	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 四箇所	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 三〇分	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前八時三〇分～午前〇時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前〇時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前九時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前〇時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前八時三〇分～午前〇時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 三〇分	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 四箇所	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による
					位置 収容台数 午前六時～午後十一時	位置 縦覧による	位置 縦覧による	位置 縦覧による

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

三 作業期間

平成三十年五月三十一日から
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字磯西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部（駅北 第五）

三 調査を行った期間
平成十八年度から平成十九年度まで
四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字曬西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部の地籍図

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字曬西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部の地籍簿

五 認証年月日
平成三十年六月十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来十三）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十九年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年六月十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井の一、の二）

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十九年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年六月十二日

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。（）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしますので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

- 1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度
 - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
 - 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建蔽率の限度
 - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
 - 5 法別表第三五の項(イ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市
本巢市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所
岐阜県都市建築部建築指導課及び本巢市産業建設部都市計画課
縦覧期間
平成三十年六月十二日から同月二十六日まで
- 五

平成三十年六月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社